岐阜県 中小企業情報

2009 8

VOL.598

■発　行：2009年8月25日

中小企業庁長官との意見交換会

目　次

中央会の動き（中小企業庁長官との意見交換会など）‥‥2
組合等の動き（「ニューコレクション土岐2009」など）‥3
全国大会要望事項‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 4～7
7月の景況調査‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 8～9
東濃支所だより／青年中央会通信‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥10
会員組合紹介‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥11
先進組合事例‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥12
専門家’s eye‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥13
組合士試験のご案内／組合Q＆A‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥14
事務局だより‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥15
県信用保証協会からのお知らせ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥16

［発行所］

岐阜県中小企業団体中央会
岐阜市薮田南５丁目１４番５３号　岐阜県県民ふれあい会館 ８階
TEL 058-277-1100（代）　FAX 058-273-3930
URL http://www.chuokai-gifu.or.jp

中小企業庁長官との意見交換会

中央会では、中小企業庁長官の長谷川榮一氏との意見交換会を７月31日に県民ふれあい会館で行い、９組合の代表者が出席した。

開会にあたり、本会の辻正会長は「長谷川長官との貴重な意見交換の機会が得られたので、是非多くの意見をお話いただきたい。」とあいさつした。次に長谷川長官からは「来年、岐阜でＡＰＥＣ中小企業担当大臣会議が開催される。これは、岐阜の中小企業をアピールする絶好の機会だと思う。国としても、皆様からの意見を参考にして開催に向けて準備をしていきたい。また、中小企業支援策については、昨年から中小企業向けに金融支援を実施し、官公需についても従来にない契約目標額を決定したところである。」との説明があった。

続いて意見交換会に移り、各組合の代表者からは、業界の現状や要望など、率直な意見が伝えられた。

官公需問題懇談会を開催

中央会では、７月31日に県民ふれあい会館で官公需問題懇談会を開催した。この懇談会は、組合や中小企業の方々の官公需受注機会の増大を図るために実施しているもので、中部経済産業局が毎年閣議決定を受けて行う「中小企業者に関する国等の契約の方針」の説明会に合わせて開催しており、組合や中小企業者をはじめ、発注機関の国・県・市等の担当者が参加した。

局主催の説明会では、中小企業庁の長谷川榮一長官からあいさつがあり、続いて同庁取引課の池谷巌課長補佐より本年６月12日に閣議決定された国等の契約の方針のポイントについて説明があった。国では中小企業向け官公需契約目標を約５兆1,993億円（官公需総予算に対する割合＝52.4％）となるよう努めるとともに、国等及び地方公共団体がホームページで発信している発注情報を一括検索できる「官公需ポータルサイト」構築による情報提供の推進など、様々な対策を講じている。

引き続いて行った懇談会では、本会の官公需対策への取り組み状況や県内の６つの官公需適格組合の概要について説明したほか、適格組合を代表して美濃タイル商業(協)と(協)ケーエスジーより発注機関に向けて、地元中小企業へ優先発注の要望等がなされた。

８月６・７日に「組合まつり」を開催

事例発表会／産品・観光等フェア

中央会は、夏の一大イベント「組合まつり」を８月６、７日に県民ふれあい会館で開催した。

このイベントは、組合や中小企業等の活力増進につなげてもらおうと「組合等の成功事例発表」と「岐阜県の組合 産品・観光等フェア」を毎年実施しており、今年で４回目となる。６日に行った成功事例発表会では、今年１月に人工衛星「まいど１号」の打ち上げに成功した東大阪宇宙開発(協)の竹内修理事から「人工衛星プロジェクト～本命ミッションは人づくり～」をテーマに基調講演を行い、人工衛星の打ち上げまでを通して得た“ものづくり”“人づくり”“組織づくり”の３点から意見が述べられ、「苦しい時こそ夢を持ち、情熱で夢を打ち上げて欲しい。」と熱いエールが送られた。

また、「私たちは、こんなふうに頑張っている！」をテーマに県内組合からの事例発表が行われ、小見山与志夫専務理事（間伐材製品開発(協)）、藤本啓二専務理事（高田陶磁器工業(協)）、簇典幸理事長（奥美濃カレー(協)）より、新事業に挑戦するに至った経緯とその過程での苦労話などが述べられた。

２日間行った産品・観光等フェアでは13の組合等が出展し、岐阜ならではの自慢の商品の販売やゲームコーナーなどが設けられ、来場者を楽しませた。

なお、本誌９月号で基調講演と事例発表会の講演録を掲載しますので、組合活動の参考にして下さい。

組合等の動き

土岐市陶磁器工業協同組合連絡協議会（横田武久会長）

「ニューコレクション土岐2009」を開催

土岐市内の７つの陶磁器製造組合で作る「土岐市陶磁器工業協同組合連絡協議会」は、７月２、３日にセラトピア土岐で「ニューコレクション土岐2009」を開催した。

同展示会は、商社や一般消費者を対象に開催され、野菜や花のデザインが施された食器類など約３千点の新作が並んでいた。また、核融合科学研究所との共同研究により省エネルギーや低コストを実現したマイクロ波ガス複合炉「ハイブリッド窯」で焼成された食器の試作品も展示され、来場者は興味深く手に取っていた。

同協議会の横田武久会長は「今年は白やピンクなど、カラフルな色合いの作品が多いのが特徴。ハイブリット窯による陶磁器が今後たくさん出てくることにも期待している。」と話していた。

岐阜県電気工事業工業組合（杉浦匡介理事長）

電気安全フェスティバルを開催

県電気工事業(工組)は、「2009電気安全フェスティバル」を８月１、２日に大垣市内のアル・プラザ鶴見中央入口で開催した。

同イベントは、８月が電気使用安全月間に指定されていることにちなみ開催されたもので、今年は西濃支部（西濃電気工事(協)）の担当で行われた。イベントでは、電気工事店のイメージアップを図るとともに、電気使用上の安全についてＰＲし、電気なんでも相談コーナーには、住宅用火災報知器やオール電化住宅などに多くの相談が寄せられ、市民の安全への関心の高さが伺えた。

杉浦理事長は「毎日当たり前のように使っている電気だが、間違った使い方をすれば大きな災害を招きかねない。毎日使う電気だからこそ、何か心配なことがあったら何でも相談して欲しい。」と語った。

協同組合岐阜市土産品協会（藤吉善弘理事長）

岐阜市長を招き、土産品開発研修会を開催

(協)岐阜市土産品協会は、６月29日に十八楼で細江茂光岐阜市長を招き、「歴史資源を活用した市の観光戦略」をテーマに土産品開発研修会を開催し、組合員やその従業員など約45名が出席した。

細江市長は「近年は本物志向の観光客が増えている。ここでしか味わえない歴史や地域の資源を活用した商品を効果的に宣伝していくことが大切である。」と話し、参加者は熱心に聞き入っていた。

藤吉理事長は「岐阜に来て良かったと思ってもらえるような新しい土産品の開発にも取り組みたい。」と抱負を語り、年内には織田信長らをテーマにした土産品の開発をと意気込んでいる。

岐阜市商店街振興組合連合会（古川洋治理事長） 岐阜柳ヶ瀬商店街振興組合連合会（辻英二理事長）

柳ヶ瀬で「ど真ん中・夏まつり」を開催

岐阜市商連及び岐阜柳商連は、７月25、26日並びに８月１、２日に「岐阜ど真ん中・夏祭り」を開催した。

昨年から合同で開催しているこの祭りは、市特産の枝豆やホウレンソウを使った新メニュー商品の試食会のほか、県内外の有名店のお菓子などを販売する「スイーツフェスタ2009」、また浴衣のファッションショーや商店街のスタンプラリーなど多彩なイベントが開催され、大勢の人で賑わった。

両理事長は「昨年に引き続き合同開催したことで、今年も多くの方に商店街全体を見てもらえたと感じている。うまいもんプロジェクトとして商品開発した新メニューも、また多くの方に知ってもらえたのではないか。」と感想を語った。

岐阜県電器商業組合（野原和義理事長）

地デジ移行に向けてＰＲ活動

県電器(商組)は、７月24日に柳ヶ瀬・劇場通りのわくわく広場で地上デジタル放送を促進する街頭キャンペーンを開催した。

同キャンペーンは、全国統一キャンペーンの一環であり、地上デジタル放送の完全移行まで２年となる７月24日に合わせて行われた。当日は組合役員・メーカー・地デジ大使ら約20人がチラシを配りながらデジタル放送のメリットや必要性を呼び掛けたほか、また総務省テレビ受信者支援センターによる相談所を設置して、デジタル放送の受信方法など市民からの疑問に１つずつ応えていった。

全国大会要望事項(東海･北陸ブロック案)がとりまとまる！

全国中央会では、各都道府県から出された国等に対する要望事項をとりまとめ、11月19日に幕張メッセ（千葉県）で開催する「第61回中小企業全国大会」の中で決議する予定です。
そこで、東海北陸ブロック中央会の事務局代表者が集まり、中小企業対策に関する要望事項がとりまとめられましたので、お知らせします。

【総合・組織】

１．景気対策

今般の大型景気対策が一時的な需要喚起に止まらず、地域経済の回復と中小企業の活性化が図られるよう、引き続き、適時、適切な景気対策を講じること。

２．中小企業対策・中小企業連携組織対策

⑴　平成２２年度予算の編成にあたっては、歳出の効率化と中小企業の景気対策を両立させるとともに、地域資源を掘り起こす取組み等、新たなビジネスに結びつくよう中小企業者全般に対する支援の拡充、強化をはじめ、需要の喚起など中小企業施策の充実と予算の大幅な増額を図ること。

⑵　中小企業が創業・経営革新・新連携・農商工連携・ものづくり技術の高度化等に果敢に取り組むため、中小企業連携組織対策を国と地方が一体となり重要な柱として位置づけるとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導体制の整備に万全を期すること。

３．官公需対策

国は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。また、より一層の官公需施策の充実・強化を図るとともに、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図り、次の対策を講ずること。

⑴　少額随意契約、組合随意契約等法令により実施が可能なものについては積極的に活用を図り、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。

⑵　中小企業者等の受注機会増大を図るため、分離・分割発注を推進すること。また、地域経済の活性化、地元中小企業者の育成を最優先に公共調達制度の改善・見直しを行うこと。

⑶　適正価格での受注確保のため、国等の発注にも最低制限価格制度を導入するほか、低入札価格調査制度を厳格に運用すること。さらに、受注業務完了後は、受注者の資金繰りに影響しないよう可能な限り、迅速な決済事務を図ること。

⑷　電子入札等の推進にあたっては、中小企業者の受注機会を損なうこととならないよう説明等の徹底を図ること。

４．原油等原材料高への支援及び下請取引の監視強化

⑴　原油価格が不安定に推移する中、中小企業にとって調達コスト、物流コストの変動により、経営の安定化に影響を与えている。原油・原材料等の安定供給のための施策及び金融面における支援制度の更なる拡充をはじめ、総合的な支援策を講ずること。

⑵　中小企業の適正な取引環境の整備を推進するため、下請代金支払遅延等防止法の厳格な運用と一層の監視強化を行い、下請事業者が適正な収益を確保できるよう強力な措置を講じること。

５．情報化の推進

情報技術の利活用が進む大企業と中小企業の格差拡大を防ぐため、中小企業のＩＴ化のためのハード面（情報機器導入資金補助金等）・ソフト面（情報担当者育成、システム開発支援等）の支援体制の基盤整備を拡充・強化するとともに、個人情報保護法への対応、情報セキュリティ対策に対する一層の支援拡充を図るため、次の対策を講じること。

⑴　中小企業における情報システム担当者の育成支援、中央会が実施する情報化相談等の支援事業を拡充するとともに、組合等が行う情報ネットワークシステム及び組合員向け業務用アプリケーションの企画・開発、構築したシステムの啓蒙・普及についての支援を拡充すること。

⑵　個人情報保護への対応や情報セキュリティ対策の導入などに伴う人的・物的及び技術的な安全管理措置への対応に際しては、業種・業態に応じた講習会の開催など、組合等を中心とした中小企業への支援を拡充すること。

６．ものづくり中小企業製品開発等支援補助金

ものづくり基盤技術を使い試作品開発、販路開拓、評価・実証を行う「ものづくり中小企業製品開発等支援補助金」は中小企業のニーズが高いことから、中小企業支援の一つの柱として次年度以降も継続すること。

７．エネルギー技術開発への支援

低炭素化社会の構築は今後の大きな課題であり、独創的な技術を有するわが国にとっては大きなチャンスである。中小企業が取り組む省エネルギー、新エネルギー等の技術の研究・開発について助成制度や税制措置など、強力な支援策を講じること。

８．地場産業・伝統的工芸品産業対策

ものづくりの基盤を支えながら後継者問題等、業種の存続にもかかわる問題を抱えている地場産業・伝統的工芸品産業振興のための抜本的な対策を講じること。

９．建設関連業種への支援

⑴　公共工事においては、大手ゼネコンの低価格入札による安値受注が続いており、これに伴い地方の下請建設業者の経営に大きな影響が出ている。国及び地方公共団体は、建設資材等の価格や労務単価の見直しなどを踏まえて予定価格を積算するとともに、最低制限価格の引上げを図ること。

また、中小建設事業者が行う経営革新、経営基盤強化について一層の支援措置を講じること。

⑵　地方では公共事業による社会資本整備が今後とも必要であり、公共事業を景気回復の重要戦略として位置付け、予算を確保するとともに地域経済を支える中小建設業の受注確保を図ること。

10. 中小物流業対策支援の強化

近年の物流構造の変化、多頻度・小口配送をはじめとした流通業務内容の高度化等の進展を背景として、中小企業者が連携・共同して行う流通業務の効率化に対し積極的な支援策を講じること。

11. 観光産業の振興策の強化

⑴　景気低迷や雇用不安、新型インフルエンザの影響により観光産業が厳しい状況にある。とりわけ旅行業や旅館業においては、修学旅行の中止や延期などによる旅行客や宿泊客の減少から厳しい経営を強いられており、積極的な支援策を講じること。

また、リフレッシュ休暇など休暇取得の促進を図るとともに、一定額以上の旅行費用の支出に対しては所得控除などの措置を講じること。

⑵　温泉旅館業においては、買収による大手資本の地方への進出がみられる。地元業者は対抗上新たな設備投資が求められ、多大な経費を伴うことから極めて厳しい経営状況にあり、積極的な支援措置を講じること。また、限られた天然資源であり、地域の共有財産でもある温泉が新たに掘削され、枯渇にも繋がりかねないことから規制措置を講じること。

⑶　いわゆる装置産業と言われる温泉旅館業においては、設備投資に多大な経費がかかり、厳しい経営を強いられており、誘客促進のみならず産業振興という観点から経営支援に対する積極的な支援施策を講じること。

12. 新たなサービス業の育成への支援

⑴　環境問題への関心の高まり、情報ネットワーク網の整備、少子高齢化社会の進行等により、介護・宅配・子育て支援等の地域に密着した多様なサービスの提供がクローズアップされており、この様な新分野への起業を積極的に促すための総合的な支援策の充実を図ること。

⑵　サービス業においては、独自にサービス・経営ノウハウを開発してもその保護が極めて困難であるので、独自に開発したサービスの新規性・優位性・革新性等の特徴はもとより、各種マニュアルや経営ノウハウ全般を知的財産として保護できる制度・システムを研究・創設すること。

13. BCP（事業継続計画：Business Continuity Plan）対策

新型インフルエンザの発生など緊急時における中小企業の事業継続について、中小企業組合等を通してＢＣＰ策定の必要性を周知し、策定に対する助成策や実際の運用にあたっての制度融資を創設すること。

14. 環境・廃棄物処理対策

⑴　持続可能な社会の実現に向け、産学官との連携を図り、環境汚染の防止や新たな劣化・有害問題のない再生利用等、３Ｒ促進等のための研究開発の推進並びに環境マネジメントシステム（ＩＳＯ14001の取得等）の構築に対する助成・融資等の支援制度の拡充を図ること。

⑵　中小企業組合が共同で行う廃棄物処理については、スケールメリットを活かすことができるよう、総合的な体系整備を行うこと。また、処理施設については、地域住民の同意が得られず施設の設置が進んでいない状況であり、公共機関等により組合が行う事業について強力な支援を行うこと。

⑶　アスベストを使用した構築物の解体やアスベストの除去等を円滑に行うための助成制度を創設すること。

⑷　土壌汚染対策法に基づく助成支援策として、土壌汚染の修復費用のみならず、調査費用も助成対象とするなど支援策の拡大を図ること。

⑸　太陽光発電等、環境負荷の低減に資するエネルギーの導入に向け、企業を対象とした助成制度及び安定した電力買取制度の整備並びにエコカーの助成金の拡充等、日本版グリーンニューディール政策を推進していくこと。

⑹　中小企業者が国内クレジット制度を利活用する場合、税制、資金等における各種優遇措置を講じるとともに、自主行動計画策定企業にとっても円滑に対応しやすいよう、スケールメリットを発揮できる組合等連携組織の有効活用と十分な支援策を講じること。また、大企業においてもＣＳＲ（企業の社会的責任）に鑑み、当制度を積極的に活用するよう働きかけること。

15. 高速道路割引制度の充実

高速道路通行料金については、ＥＴＣを活用した各種割引制度が実施されているが、高速道路割引制度（大口・多頻度割引等）が中小企業者にとって安価で簡便に利用できるよう、未だに割引制度が適用されていない首都高速道路についても同様の制度を創設するとともに、ＥＴＣカードの共同精算事業を行う組合に対して、事業が成り立つよう制度の要件緩和や見直しを行うこと。

16. その他の中小企業対策

⑴　工場建設に係る消防法の規制の緩和一定面積以上の工場を建設するには、消防法の消防用設備等の基準の規定に従い、屋内・屋外の消火栓設備や消防用水を設置する必要があるが、中小企業にとってこれらに要する費用負担は過大であり、業種や立地により事故率が極めて低いケースもあることからこの規制を見直すこと。

⑵　地籍調査の迅速な実施中小企業の土地取引等におけるトラブルの防止や地震等の災害復旧を円滑に行うため、地籍調査の迅速な実施について必要かつ十分な財政措置を講じること。

⑶　国産材の使用拡大について国内産材及び県産材の需要拡大を図るため、木造住宅の建設の促進を支援するとともに、共建築物に対する木材の使用を促進すること。

⑷　契約電力料金制度の見直し高圧電力料金における契約電力の各月料金は、電力会社が３０分毎の使用電力（デマンド値）を測定し、その月の契約電力を過去１年間で最も大きい値にする方式により行われている。しかし、この方式では、現下の大変厳しくまた不安定な経営環境の中、中小事業者において、需要電力が少ない月でも過去１年間を遡った最大需要電力相当の料金を支払うこととなり多大な負担となっている。そこで、基本料金の算定期間の短縮又は

一定期間内における最大需要電力の平均算定方式の見直しを図ること。

17. 組合制度の改善

中小企業組合が景気の変動に対応し、共同事業の継続により組合員の経済活動の促進が図られるよう、次の事項について検討すること。

⑴　１組合員の出資制限の緩和
⑵　員外利用制限の緩和
⑶　役員の選挙方法の緩和
⑷　事業協同組合等が行う直営事業の認可

18. 組合士制度

昭和４９年度より実施している「中小企業組合士制度」は、組合事務局の資質向上を図るとともに中小企業組合の活力ある発展と企業の育成に寄与しており、現在のような厳しい経済環境の中で、中小企業者が生き延びていく上で、組合組織が果たす役割も多く、組合士の仕事も重要になってきている。

中小企業組合士の社会的地位と資質並びに組合士制度促進のため、積極的な振興策を講ずること。

〔金　融〕

１．中小企業金融対策

⑴　中小企業の金融の円滑化を図るため、中小企業を支援するための各種金融制度おいて、長期間の融資及び１年間の元金返済の据え置き等融資条件等の緩和を図るとともに、実情に即した迅速な対応を行うこと。

また、中小企業への融資案件については、「貸し渋り・貸し剥がし」や「追加担保」の徴求等により中小企業の経営の圧迫とならないよう、金融機関の監視と指導をより一層強化すること。

⑵　金融機関による中小企業への融資にあたっては、金融機関が中小企業への経営サポートを適切にできるよう体制の整備を図り運営すること。

２．政策金融機関

日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫については、中小企業のセーフティネットとして果たしてきた機能を引き続き発揮できるよう指導すること。特に、商工中金については、中小企業組合及び中小企業者に特化した金融機関であり、中小企業の実情に合った業務内容の一層の拡充など機能強化を図ること。

また、中小企業の資金調達の円滑化を図るため、既往借入金の貸付期間の延長、低金利引下げなどの優遇措置を講じること。

３．信用補完制度

⑴　信用補完制度については、企業の信用リスクに応じて信用保証のあり方を見直し、不動産担保・人的保証（第三者保証人）に過度に依存しない無担保融資・保証による融資制度の更なる拡充を図ること。また、資金調達を容易にするため、保証審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化を図ること。

⑵　信用補完制度における責任共有制度の導入により、金融機関の中小零細企業に対する貸し渋りの再燃など中小企業金融の円滑化に支障が生じることがないよう、その動向について注視し、金融機関に対し適切な助言を行うこと。

また、小口零細保証制度による保証限度額を引き上げること。

４．高度化融資制度

⑴　高度化資金貸付制度について、貸付条件の緩和、既往借入金の返済条件の緩和、違約金の条件緩和や返済条件の変更手続の緩和を図るとともに、借入までの期間の短縮、事務手続きの簡素化を図ること。

また、Ａ方式については、高度化事業の認定と貸付業務を県が窓口となって行っているが、事業認定と貸付業務を分離し、事業認定と利子補給を県が行い、貸付業務を金融機関が行うことで、Ｂ方式については対象事業拡大等で高度化が利用しやすい制度とすること。

⑵　卸商業団地内の卸売業者並びに商店街組合内の小売商業者等が倒産・廃業等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするため、組合が買い取る場合の借入金に関わる支援措置を講ずること。

５．知的資産への融資制度の拡充

知的資産の重要な要素として経営者や従業員などの人的資産があげられる。これらの人的資産は中小企業の経営にとって大きな価値を占めている。金融機関等は、中小企業の人的資産を考慮した融資制度を拡充すること。

〔税　制〕

１．法人課税・中小企業軽減税率

⑴　中小法人に対する法人税について、基本税率の更なる引下げを行うとともに、その適用所得を引き上げること。また、協同組合等の軽減税率を引き下げること。

⑵　企業組合及び協業組合の法人税率を事業協同組合並みに引き下げること。

２．同族会社・事業承継税制

⑴　同族法人の経営基盤の強化を図ることを阻害する留保金課税制度を廃止すること。

⑵　小企業の事業承継税制については、平成２１年度改正により非上場株式等に係る相続税の軽減措置が、現行の１０％減額から８０％納税猶予に拡充されるとともに、対象が中小企業全般に拡大され、また、贈与税の納税猶予も認められたが、依然として、贈与税や相続税の過重な負担があるため、事業基盤を損なうことなく、後継者が円滑に事業を承継し発展できるよう、更なる税負担の軽減を図ること。

⑶　非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度について、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく経済産業大臣の認定を受けるための要件を緩和すること。

３．消費税

消費税の拙速な引上げの議論は、当面行わないこと。

４．環境税

環境税の創設は行わないこと。また、廃棄物・リサイクル対策や環境汚染の防止などの環境関連税制措置の延長及び対象となる施設・設備の範囲、償却率、課税標準特例の拡充を図ること。

５．自動車関係税

わが国の自動車関係諸税は国税と地方税を合わせて9種類におよび、複雑かつ過重な税負担となっているので、自動車取得税の廃止など自動車関係諸税の簡素化を図ること。

６．その他の中小企業・中小企業組合税制の充実強化

⑴　退職給与引当金及び賞与引当金の損金算入制度を復活すること
⑵　固定資産税の軽減措置を講じること
⑶　赤字発生企業への5年前まで遡る法人税還付制度の創設
⑷　外形標準課税は、資本金1億円以下の中小企業に適用しないこと
⑸　中小企業投資促進税制の拡充と適用期限を延長すること
⑹　自社で利用する目的のソフトウエア（無形固定資産）の償却年数を現行の５年から３年に短縮すること
⑺　交際費の損金算入限度額を引き上げること

【商　業】

１．まちづくり・中心市街地活性化

⑴　大型スーパーやチェーン店の長時間営業に対し、犯罪の未然防止、中小商業者の保護と地球環境を守る観点から、休日日数の減少や長時間営業などを行う企業に対して自粛指導を行うこと。
⑵　中心市街地に立地するマンションやオフィスビルの低層部分に商業機能を配置することを建設条件とする等、都市機能を中心市街地に集約させること。

２．空き店舗対策

商店街空き店舗対策を拡充し、共同店舗に対しても空きスペースの入居費（賃貸料）や改装費等の助成制度を創設すること。

【労　働】

１．労働・雇用施策の拡充

労働施策関連（中小企業緊急雇用安定助成金等）の各種助成金については、事務の簡素化と給付の迅速化を図り、給付金の一層の拡充と中小企業の労働事情に十分配慮することとし、以下の施策を講じること。

⑴　中小企業にとって優秀な人材確保が難しい中、経営革新等を行うには従業員の職業能力を向上する必要があるため、職業訓練制度の拡充・強化を図るとともに、製造現場をはじめとする中小企業の技術・技能継承のための取組みを強力に支援すること。
⑵　若年失業者やフリーター・ニートの総合的な就業対策を一層推進するとともに、中小企業における若年者の採用・確保への支援を強化すること。
⑶　中小企業の魅力発信、団塊世代と中小企業の出会いを活発にするための施策の展開など、中小企業の採用の間口がさらに拡大するよう強力な支援策を講ずること。
⑷　本格的な少子高齢化社会の到来を迎え、「仕事」と「家庭」の両立を目指した次世代のための支援等が緊急の課題となっており、地域社会・企業等が連携してこれらの問題に取り組むことができるよう施策並びに各種助成金制度のより一層の拡充を図ること。

２．社会保障制度

⑴　国は年金制度をはじめとする社会保障のあり方に対する国民と企業の不信感を早急に取り除き、将来的にも安定した制度の確立に取り組むこと。
⑵　中小企業においては、収益性が厳しくなる中で、労務関係費の増加は、企業競争力の後退にも繋がりかねない。保険料の事業主負担分が安易に引き上げられることがないよう、制度と負担のあり方を抜本的に見直すこと。

３．最低賃金

最低賃金の引上げには、生産性の向上や取引環境の改善による中小企業の底上げが先決であり、下方硬直性を是正するとともに、中小企業の経営実態を無視した引上げは行わないこと。

また、特定最低賃金（旧産業別最低賃金）は速やかに廃止すること。

中小企業全国大会にご参加下さい！

全国中央会と千葉県中央会の主催で「第61回中小企業団体全国大会」が、11月19日（木）の午後1時30分から4時まで、千葉市の幕張メッセ「イベントホール」で開催されます。

大会参加費は１人4,000円です。大会の概要並びに参加申し込み等については、本会ホームページをご覧下さい。お問い合わせは、中央会・広報チームまで。

組合役職員の皆様、多数の参加をお願いたします。

▲昨年の全国大会の様子（仙台市）

景況レポート

平成21年 7月末調査（前年同月比）

中小企業団体情報連絡員85名（うち84名分の集計）の情報連絡票から

〔Ⅰ〕7月の特色

◆ 景況感低迷
マイナス７０台続く

〔Ⅱ〕7月の概況

当月の景気動向を前年同月比景況感ＤＩ値で見ると、好転２、悪化７５でＤＩ値はマイナス７３となり、前月と同数値となった。

平成２１年３月から前月まで４ヶ月連続で景況感ＤＩ値は改善してきたが、当月は横ばいとなり、厳しい景況感が続いている。

景況感が好転したと回答した業種は、電気機械器具、機械・工具販売の２業種であり、悪化業種は６３業種である。

主要な調査項目を見ていくと、売上高ＤＩ値はマイナス６７で前月比６ポイントの悪化、販売価格ＤＩ値はマイナス４３で前月比７ポイントの悪化、収益状況ＤＩ値はマイナス７４で前月比２ポイントの悪化、資金繰りＤＩ値はマイナス４９で前月比５ポイントの改善となり、資金繰りを除く主要調査項目において悪化となった。

業種別に見ると、製造業は販売価格、非製造業は販売価格及び雇用人員を除く全ての調査項目においてＤＩ値マイナス３０以下の「悪化」となっている。

コメントからは、依然、受注量の減少、需要低迷、景気低迷に伴う先行きを不安視する声が多く、ダンピングによる価格低下、競争による値崩れなど、価格競争について懸念する声も寄せられている。また、当月は長引いた梅雨や冷夏などの季節的要因の影響による売上不振を挙げる報告も多かった。

＜主な調査項目での動向＞

売上高の動向は、前年同月比で増加５、減少７２でＤＩ値はマイナス６７となり、前月のマイナス６１に対し、6ポイントの悪化となっている。

悪化要因の一つとして、昨年よりも梅雨が長引いた影響による。来街者の減少、衣料品等の販売不振などが挙げられる。

売上が増加したと回答した業種は、先月の８業種から５業種に減少し、食肉（国産）、医薬品卸、機械・工具販売、共同店舗（東濃）、生花販売となっている。

売上減少となった業種は、６１業種あり、特に繊維・同製品、木材・木製品、窯業・土石、鉄鋼、金属・一般機械、商店街、サービス業、建設業の業種区分に悪化傾向が強い。

販売価格の動向は、前年同月比で上昇４、下降４７でＤＩ値はマイナス４３となり、前月のマイナス３６に対し、7ポイントの悪化の動きとなっている。

販売価格が上昇した業種は、牛乳・乳製品、家庭紙、生花販売、土木（岐阜地区）である。

販売価格が下降した業種は４０業種あり、特に木材・木製品、一般機械、小売業、商店街、建設業の業種区分に悪化傾向が強い。

収益状況の動向は、前年同月比で好転４、悪化７８でＤＩ値はマイナス７４となり、前月のマイナス７２に対し、2ポイントの悪化の動きとなっている。

収益状況が好転した業種は、機械・工具販売、共同店舗（東濃）、生花販売、クリーニングで、悪化した業種は６６業種である。

特に繊維・同製品、窯業・土石、鉄鋼・金属、一般機械、商店街、サービス業、建設業の業種区分に悪化傾向が強い。

資金繰りの動向は、前年同月比で好転１、悪化５０でＤＩ値はマイナス４９となり、前月のマイナス５４に対し、5ポイントの改善となっている。

特に窯業・土石、商店街、建設業、運輸業の業種区分に悪化傾向が強い。

売上高、販売価格、収益動向、資金繰り、景況動向 ＤＩ値の推移（前年同月比）

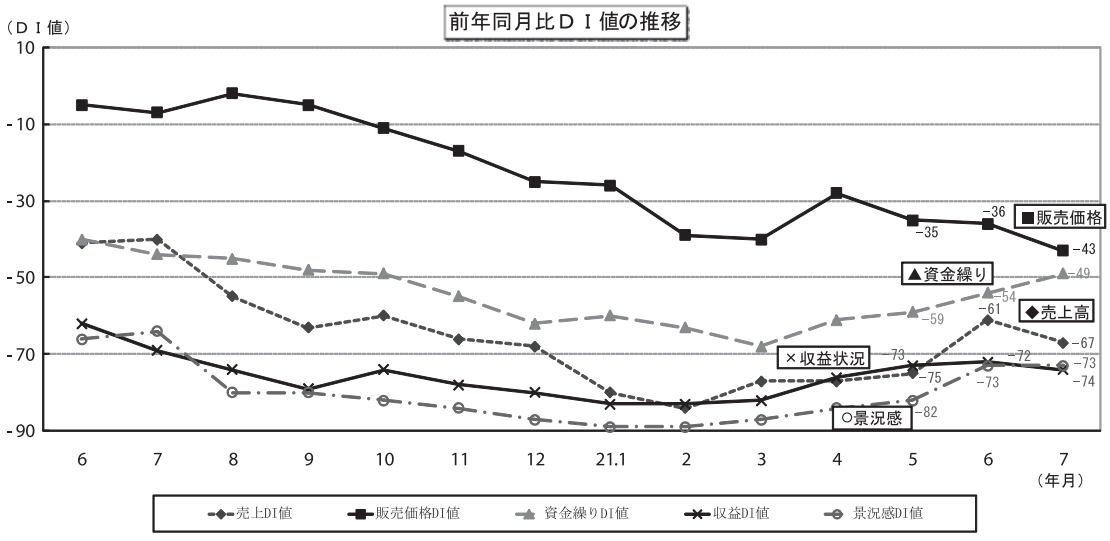

◆県内倒産件数◆
平成21年７月
24件（27件）
平成21年６月
15件（15件）

（ ）内は昨年同月
東京商工リサーチ調査
負債総額1,000万円以上

県内中小企業主要業種の景気動向

（7月末調査）

表の見方

○：増加、上昇、好転、拡大
△：不変
▲：減少、下降、悪化、縮小

製造業	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
DI値						

区分	業種＼調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
食料品	牛乳・乳製品	△	○	▲	△	△	▲
	豆腐	▲	△	▲	△	△	▲
	食肉（国産）	○	▲	△	△	△	▲
	菓子	▲	△	▲	△	△	▲
	米菓	△	△	△	△	△	△
	寒天水産	△	△	△	△	△	△
	製麺	△	△	△	△	△	▲
繊維・同製品	撚糸	▲	△	▲	▲	△	▲
	ニット工業	▲	△	▲	▲	▲	▲
	毛織物	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	合成繊維織物	△	△	▲	△	△	△
	メンズアパレル	▲	△	▲	△	△	▲
	婦人・子供服	▲	▲	▲	△	△	▲
	縫製（既製服）	▲	▲	▲	▲	△	▲
木材・木製品	製材	▲	▲	▲	△	△	▲
	銘木	▲	▲	▲	△	△	△
	製材・素材生産	▲	△	△	▲	○	▲
	家具（飛騨地区）	－	－	－	－	－	－
	東濃ひのき	▲	▲	▲	▲	▲	▲
紙・紙加工品	家庭紙	△	○	△	△	△	△
	特殊紙	△	△	△	△	△	△
	紙加工品	▲	△	△	△	▲	▲
印刷	印刷	▲	▲	▲	▲	△	▲
化学ゴム	プラスチック	▲	△	▲	△	▲	▲
窯業・土石	陶磁器（工業）	▲	△	▲	▲	△	▲
	陶磁器（輸出）	△	△	▲	△	△	▲
	タイル	▲	▲	▲	▲	△	▲
	窯業原料	▲	△	▲	▲	△	▲
	石灰	▲	△	▲	▲	△	▲
	生コンクリート	△	△	▲	▲	▲	▲
	砂利生産	▲	△	▲	▲	△	▲
	砕石生産	△	△	▲	▲	▲	▲
鉄鋼・金属	鋳物	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	刃物等金属製品(輸出)	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	刃物等金属製品(内需)	▲	△	▲	△	▲	▲
	メッキ	▲	△	▲	△	▲	▲
一般機械	県金属工業団地	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	可児工業団地	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	金型	▲	▲	▲	△	▲	▲
電気機器	電気機械器具	▲	△	▲	△	△	○
輸送用機器	輸送用機器	▲	△	▲	▲	▲	▲
各種物産品	各種物産品（観光）	▲	△	▲	△	△	▲
	各種物産品（ギフト）	▲	△	▲	▲	▲	▲

非製造業	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
DI値						

区分	業種＼調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
卸売業	医薬品卸	○	▲	▲	△	△	△
	電設資材卸	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	陶磁器産地卸	▲	△	▲	△	△	▲
	機械・工具販売	○	△	○	△	△	○
小売業	青果販売	▲	▲	△	△	△	▲
	水産物商業	▲	▲	▲	▲	△	▲
	家電機器販売	△	▲	▲	▲	△	△
	メガネ販売	▲	▲	▲	△	△	▲
	中古自動車販売	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	石油製品販売	▲	▲	▲	△	△	△
	共同店舗（東濃）	○	▲	○	○	△	△
	共同店舗（飛騨）	△	▲	▲	▲	△	▲
	生花販売	○	○	○	△	△	△
商店街	岐阜市商店街	▲	▲	▲	△	△	▲
	大垣市商店街	▲	▲	▲	▲	△	▲
	多治見市商店街	▲	△	▲	▲	△	▲
	恵那市商店街	▲	△	▲	▲	△	▲
	高山市商店街	▲	▲	▲	▲	△	▲
サービス業	自動車車体整備	△	△	△	△	△	△
	自動車タイヤ整備	▲	△	▲	▲	▲	▲
	長良川畔旅館	▲	▲	▲	△	△	▲
	下呂温泉旅館	▲	△	▲	△	△	▲
	高山旅館	▲	▲	▲	▲	△	▲
	クリーニング	△	△	○	△	△	△
	広告美術	▲	▲	▲	▲	△	▲
	情報サービス業	△	△	△	△	△	△
	映像制作	△	△	▲	△	△	△
	飲食業	△	△	▲	△	△	△
	ビルメンテナンス	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	理容・美容業	▲	△	△	△	△	△
建設業	土木（岐阜地区）	▲	○	▲	▲	▲	▲
	土木（飛騨地区）	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	土木（東濃地区）	△	△	△	△	△	△
	建築設計	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	鉄構造物	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	電気工事	▲	▲	▲	△	△	▲
	管設備工事	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	建築板金	▲	▲	▲	▲	△	▲
	木製建具	▲	▲	△	△	△	△
	産直住宅(東白川地区)	▲	▲	▲	▲	▲	▲
運輸業	貨物運送（県域）	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	軽運送	▲	△	▲	▲	▲	▲

※中小企業団体情報連絡員85名（うち84名分の集計）を対象にまとめたものです。

東濃支所だより

第19回「石彫のつどい」ファイナルセレモニー

中津川市の岐阜県花崗岩販売協同組合（林清理事長）は、毎年恒例となっている「石彫のつどい」を開催し、８月８日に行われたファイナルセレモニーで完成した作品が披露された。

同事業は、地域資源に指定されている「ひるかわ石」を材料に組合員と石彫作家が協力して作品を製作するもので、若手彫刻家の登竜門にもなっている。プロ、アマ問わず全国の作家に呼び掛けを行い、今年は８人の作家と８社の組合員がペアとなって、テーマ「石あかり」に沿った石彫の製作を行った。

また、今年から新たな取り組みも行った。林吉継実行委員長によると、組合員の販路開拓につながるような製品づくりが求められているため、組合員の加工技術を駆使して作った実用的な作品を展示会に出展して欲しいと呼びかけたところ、十数社から創意工夫された灯篭等が出展された。

林理事長は「商品化出来そうな作品が多く見られ、大変有意義な取り組みであった。」と感想を語り、石材業界の活性化につなげたいとしている。

なお、作品等のお問い合わせは組合事務局（0573-45-2615）まで。

青年中央会通信

これからの青年中央会の方向性と役割

～６月６日「全国代表者会議」から～

各都道府県青年中央会の代表者が参加する『全国代表者会議』が、６月６日に香川県高松市の「全日空ホテルクレメント高松」で開催されました。岐阜県青年中央会からは田中稔副会長、西松敦副会長、事務局１人の３人が出席。

会議では「青年中央会のメリット・デメリット（課題）と今後の方向性・役割」をテーマに、グループディスカッション方式により行われ、代表者が各グループに分かれ、青年中央会役員の立場として、また、組合青年部の立場として議論しました。

青年中央会のメリットとしては、「他業種との交流による人脈構築」「ビジネスチャンスの場」など、デメリット（課題）は「事業活動のマンネリ化」「認知度が低い」など。その他に「ビジネスマッチングや事業化が実現しにくい」との意見もありましたが、「事業化に向けた仕掛けやプロセスを十分に練り、時間をかけて地道な活動や情報の収集・提供など、試行錯誤を続けていくべき」といった前向きな対応を求める場面もありました。

こうした議論をもとにまとめられた青年中央会の今後の主な方向性・役割は、「組織力強化」「ビジネス交流の促進」「広報（ＰＲ）活動の強化」「魅力ある事業の実施」。

今回の代表者による議論は、今後の青年中央会の運営・活動において参考になる有意義なものでした。

頑張っている仲間達

中央会の会員組合を紹介します！

本会は、多種多様な業種・業態の組合等が会員となっており、これが本会の特徴でもあります。各組合がその特徴を活かし日々活動を続けていますので、皆様の仲間を紹介します。

高山市商店街振興組合連合会

■理　事　長：中田専太郎　　■住　所：高山市天満町5丁目1番地　高山商工会議所内
■組 合 員 数：10振興組合　　■T E L：0577-32-2550　FAX：0577-36-0356
■設立年月日：昭和42年１月18日　■U R L：http://www.takayamashishouren.net/

☆伊藤副理事長に話を聞きました☆

▲高山市商店街

当組合は、高山市内の商店街の振興発展をサポートする組織として昭和42年に設立された。会員数は10商店街振興組合で約350の店舗が加盟しており、商店街での各種イベントをはじめ、空き店舗活用事業や共通商品券の発行など様々な事業に取り組んでいる。

また、平成15年４月より市民の交流の場となる「まちひとぷら座かんかこかん」の運営を行っている。この施設は、乳幼児からお年寄りまで誰もが気軽に“まちの縁側”のように立ち寄れるコミュニティ施設で、①みんなで子育て（子どもたちの交流スペースとしての利用や乳幼児教室などの講座の開催）、②まち文化発見（生活情報や観光情報の発信、野菜市の開催、インターネットの利用やベビーカー等の貸出し）、③まちひと育ち（講演会や会合などに利用され、まちづくりに関わる市民活動グループの交流拠点）の３つを柱としている。

行政・ＮＰＯ団体や市民グループと協力して運営することで、子育て支援や情報発信、市民の交流・育成の場として定着してきた。また、高山駅の東西を結ぶ地下トンネル（ＪＲアンダーパス）の完成を記念して行われた開通記念行事（6/27）に協賛し、まちなかスタンプラリーを開催。大人・子供合わせて1,500人が参加した。また、買物や観光時における幼児の一時預かりといった各種コミュニティビジネスの試みも始まり、最近は若い子連れママの利用も多くなっている。

このように、商店街の新たな取り組みとして実績を積み重ねており、「まちひとぷら座かんかこかん」は、昨年約２万５千人に利用された。一方で運営費等の捻出が課題となっているため、利用者増に向けての取り組みが必要である。今後も市民や観光客から親しまれる商店街づくりを進めていきたい。

9月26日・27日 2日間 郡上で「食の祭典」が開かれます！

東海北陸自動車道全線開通１周年を記念して「食の祭典inぎふ郡上」が９月２６、２７日の２日間、郡上市役所大和庁舎周辺で開催されます。

東海北陸自動車道沿線のご当地グルメが大集合するこのイベントは、郡上調理師会や郡上市、商工会、観光連盟など９団体が実行委員会を組織して企画したもので、「郡上鮎」「奥美濃カレー」「明宝鶏ちゃん」をはじめ、飛騨牛串焼き、各務原キムチ鍋のほか、県外からは氷見のます寿司や金沢おでんなど約50店舗が参加する予定となっています。

また、郡上の新鮮朝採り野菜を販売する「軽トラ市」も企画されており、魅力満載のイベントです。

是非、食の秋を楽しみに郡上を訪れてみてはいかがですか。

詳しくは、郡上食の祭典実行委員会（TEL0575-67-1808）までお問い合わせください。

全国の先進組合事例を紹介!!

伊万里陶磁器工業協同組合

指定管理者制度を活用し組合運営の安定と活性化を図る

［背景と目的］

平成１７年、県内でも指定管理者制度活用の動きが高まってきた中で、伊万里市の「伊万里・有田焼伝統産業会館」（伊万里市大川内町大川内山丙221-2）の管理・運営もその対象となった。指定管理者選定に当たっては、指定管理者にふさわしい性格、実績を有する団体であること、異業種では困難との見方もあった。その中で、従前より会館の管理を行い、地域に密着した活動実績のある当組合が最も適格とされ、安定した運営資金確保を行いたい組合側の要求とも合致したため、非公募の形で選定された。当初の受託期間は３年であり、当組合としては、継続して受託し、会館の管理・運営にあたりたい意向を持っている。

［事業・活動の内容］

平成１８年４月より、会館施設の管理運営を行う業務を受託する指定管理者となった。業務の内容としては、施設建物、敷地の管理の他、来館者への対応、施設を利用した企画の実施がある。伊万里市より、委託料を収受し、施設の管理・運営に必要な光熱費や職員人件費等を支出する。自主的な企画実施により収益も上げているほか、会館内の会議室も貸し出しを行う（但し、窯業振興目的での使用は無料）。

［成果］

委託契約による委託料収入が計算できることで、資金が回るようになり、経営もさらに安定した。給与体系の見直しに伴ってローテーションを工夫し、休館日を少なくしたことで来館者も増加、来館者への説明等の対応を通して、窯業振興への貢献度も高まった。指定管理者となってからは、会議室の利用手続きが組合に直接できるようになったこと（従来は市へ申請していた）、窯業振興目的での利用を無料にしたことで、組合員が利用し易くなり使用回数が増加、組合員の会館施設利用についての利便性が向上し、館内展示場を利用したテーマ展の積極的な開催など、組合運営が活性化した。

ポイント	伊万里市から「伊万里・有田焼伝統産業会館」の管理・運営業務を委託され指定管理者となる。組合運営の安定と、組合員の施設使用利便性の向上により組合活性化が図られた		
住　所	佐賀県伊万里市立花町2402-12		
ＵＲＬ	－		
電　話	0955-23-4605	ＦＡＸ	0955-23-1533
組合員	30人	設　立	昭和44年12月

秋田県パン協同組合

秋田県産材料を活用した独自商品の開発で販路開拓

［背景と目的］

①組合員の主たる事業である学校給食がパンから炊飯へ移行することに伴い、パンの需要が減少したことや児童数の減少（毎年５％）に伴い、売上が年々減少し経営圧迫の一要因となった。

②学校給食の依存度を下げ、各工場の独自の技術ノウハウを活かし、組合員の売上確保と安定経営の実現を目指し戦略商品づくりに取り組んだ。

③一般ユーザー、特に固定ファンの拡大と経営の活性化、安定収益基盤づくりを行った。

［事業・活動の内容］

①秋田県産原材料（米粉、水、塩、酵母、卵）を使用した独自のメロンパンを開発し、統一レシピに基づく技術ノウハウの提供と販売実績づくりを行った。

②青年部を中心として研究開発検討会を立ち上げ、組合員工場で定期的に開催した。

③販売戦略の立案とテスト販売、催事、イベントへの販売の実践及びノウハウづくりを行った。

④組合で保有する販促器具・備品（車輌、オーブン、天板、のぼり、ポール）を無料で貸与するなどの便宜を図った。

［成果］

①「秋田のメロンパン」の実績は、催事、イベント等の販売で平成１８年度の販売個数４６,０００個（１８回開催）、平成１９年度の販売個数８２,０００個（２８回開催）を達成するなど、県外デパート、スーパーへ積極的に出展し、好評裡に推移した。

②青年部を中心とした商品開発プロジェクトが先導役となって、組合員企業の意識改革、技術のレベルアップが図られた。

③秋田県の特産原材料を活かした独自のオリジナルブランド商品を今後とも継続して開発に取り組む。

ポイント	青年部を中心とした新商品開発プロジェクトを結成し、秋田県の特産原材料を活用したオリジナルブランド「秋田のメロンパン」を開発。販売戦略展開により組合活性化		
住　所	秋田県秋田市川尻御休町9-33　秋田同盟会館２Ｆ		
ＵＲＬ	－		
電　話	018-862-3566	ＦＡＸ	018-862-3556
組合員	27人	設　立	昭和22年６月

専門家'S EYE

労働関係紛争を招かないために

特定社会保険労務士・行政書士　岡本　真仁

厳しい経済情勢下、企業を巡る環境も厳しさを増している状態にあり、やむなく労働条件の引き下げや雇用調整を行わざるを得ないとする企業も少なからず見られます。

一方、就業形態・就業意識の多様化、またこうした雇用情勢が相まって、労働関係紛争が激増しています。こうした個別労働関係紛争等を解決する制度として、全国に総合労働相談コーナーが開設されており（岐阜では、各労働基準監督署及び岐阜労働局金竜町庁舎内に開設）、そこに寄せられた相談件数等の推移は以下のようになっています。

統計上、５年前比較において岐阜県は、こうした民事上の個別労働紛争相談が特筆して多くなっていることが見て取れます。

つまり、景気変動等の影響により労働条件の引き下げや雇用調整等を行うことがやむを得ない状況であっても、その実施に当たっては、下記事項等に注意して実施されなければ、さらに大変な状況を招くこととなってしまいますので、十分ご留意下さい。

１．労働条件の引き下げ

労働条件の引き下げについては、労働契約法にルールが定められています。会社が一方的に就業規則を変更しても、労働者の不利益に労働条件を変更することはできません。

（１）合意による変更

労働条件は、合意によって変更することが原則です。労働者と会社が合意すれば、労働条件を変更することができます。

ただし、その合意にいたるプロセスなどでトラブルにならないように、会社は労働者と十分に話し合うことは必要不可欠です。

（２）就業規則による変更

会社が、一方的に就業規則を変更しても、労働者の不利益に労働条件を変更することはできません。

就業規則によって労働条件を変更する場合には、以下のことが必要です。

①内容が合理的であること

ａ．労働者の受ける不利益の程度

ｂ．労働条件の変更の必要性

ｃ．変更後の就業規則の内容の相当性

ｄ．労働組合（労働者代表等）との交渉の状況

②労働者に周知させること

２．解雇

期間の定めのない労働契約の場合、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は、権利を濫用したものとして、労働契約法の規定により、無効となります。

それが、**「整理解雇」**という名のもとで行われた場合であっても同様です。

これまでの裁判事例を参考にすれば、労働組合（労働者代表等）との協議や労働者への説明を行うとともに、次のことについて慎重に検討を行わなければ、会社にとって不利な状況に陥ります。

①人員削減を行う必要性

②できる限り解雇を回避するための措置を尽くすこと（例えば、配置転換、希望退職募集等）

③解雇対象者の選定基準が客観的・合理的であること

	平成20年度(件)		前年比増加率(%)		5年前比増加率(%)	
	全　国	岐阜県	全　国	岐阜県	全　国	岐阜県
総合労働相談	1,075,021	17,482	7.8	16.6	46.4	36.5
民事上の個別労働紛争相談	236,993	4,636	19.8	24.9	68.2	**202.8**
助言・指導申出	7,592	71	14.1	－	73.5	102.9
あっせん申請受理	8,457	119	18.3	15.5	58.0	105.2

（厚生労働省大臣官房地方課・報道発表資料「個別労働紛争解決制度施行状況」より作成）

中小企業組合検定試験を受けてみませんか?

いま、中小企業組合はガバナンスの充実が求められており、組合員はもちろん、広く社会の信頼性を高め、社会的責任を果たすためには、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要です。

そこで本会では、組合運営のエキスパートである「中小企業組合士」の取得を推進しています。組合士は、検定試験に合格し、組合等で3年以上実務経験がある者に与えられる称号で、組合はもちろん、商工中金や中央会など、全国で約3,500名がそれぞれの分野で活躍しております。

組合等においても、検定試験の受験を推進していただきたく、ご案内いたしますので、多くの皆様の受験をお願いいたします。

【試験期日】平成21年12月6日(日)
【試験科目】組合会計、組合制度、組合運営の3科目
(一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます)
【願書受付期間】9月1日(火)～10月15日(木)
【受 講 料】5,000円(一部科目免除者は3,000円)

詳しくは、全国中央会ホームページ
(http://www.chuokai.or.jp/test/test.htm)をご覧ください。

また、テキストや過去問題集などが必要な場合は、中央会までご相談ください。

組合Q&A 組合士の試験問題を体験

Q【組合制度】より ★「○」「×」でお答えください。

①事業協同組合の共同事業は、組合員の事業と無関係のものでもよい。
②総会における代理人は、５人以上の組合員を代理することができない。
③理事会に、理事本人が出席できない場合、代理人による出席が認められる。
④自由脱退は、一般に９０日前までに予告して事業年度末に脱退が成立する。
⑤組合の定款・規約は、内部の規則であるから、組合員以外の者に見せる必要はない。
⑥事業協同組合では、原則として組合員以外の者の事業利用を組合員の総利用分量の25%までに制限している。
⑦組合は、公告の方法として、定款で「電子公告」とすることができるが、その方法は、組合のホームページに掲載するだけでよい。
⑧総会において、議長は議決に加わる権利を有しないが、採決の結果が可否同数のときは、議長の決するところによる。
⑨組合の監事には、原則として業務監査権が付与されている。ただし、組合員数が1,000人以下の組合にあっては、定款で監査権限を会計監査に限定することができる。
⑩組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、組合に対して会計帳簿等の閲覧・謄写請求ができる。

※解答は、次頁下部に記載。

事務局だより

労務管理セミナーを開催します!!

中央会では、昨今、労働契約法施行やパートタイム労働法など労働法関係法令の改正等が数多くあり、各事業所においては、その改正内容に対応した就業規則の変更が求められていることから、労務管理セミナーを開催します。

就業規則の基本的事項や規定条文の作成・見直しにあたっての留意事項などを実例を交えて解説するとともに、労働関係の助成金が多種多様に創設されていますので、皆様が活用できる助成金について紹介します。

お問い合わせは、労働チームまで。

【日　時】平成２１年８月２８日(金)　13:30～15:30
【場　所】県民ふれあい会館　14階
展望レセプションルーム
【テーマ】「労働法改正の要点と就業規則の見直し」

「美濃焼風鈴」をいただきました!

市之倉陶磁器工業協同組合(小木曽教彦理事長)から、陶都・多治見市のマスコットキャラクターである「うながっぱ」をデザインした「美濃焼風鈴」を寄贈していただきました。

来会者の皆様にも観ていただけるよう、本会事務所のカウンターに展示いたしました。小木曽理事長をはじめ、組合役職員、組合員の皆様に感謝申し上げます。

中部経産局の人事異動のお知らせ

中部経済産業局では、７月14日付けで人事異動が行われ、新局長には、宮川正氏が着任されましたので、お知らせします。

また、７月23日には宮川新局長が就任のあいさつのため来会されました。

労働者の健康確保に役立て下さい

岐阜産業保健推進センターは、広く産業保健活動への支援を目的に事業活動しており、①ビデオ・図書等の貸出、②専門スタッフによる相談、③産業保健に関する研修、④産業医共同選任や自発健康診断助成金事業、⑤メンタルヘルス対策支援センターの開設と同相談機関利用促進員による事業場訪問によるメンタル不調者に対する支援等を無料で行っております。

ホームページ(http://www.sanpo21.jp)では最新情報やビデオ・図書などのリストも公開しておりますので、お気軽にお問い合わせ・ご活用下さい。

中部経産局から産業界に対する協力要請について

○改正省エネ法に係る事前準備について○

省エネ法が改正されたことを受け、平成21年４月から年間エネルギー使用量を事業者単位で把握しなければならなくなりました。また、平成21年度における事業者単位でのエネルギー使用量が、原油換算にして1,500キロリットル以上の場合には、平成22年７月末日までに本社所在地を管轄する経済産業局にエネルギー使用状況届出書を提出する必要があります。

○ESCO事業の活用を含めた省エネルギー診断の実施について○

包括的な省エネルギーサービスを提供するESCO事業の活用を含め、自らの工場・事業所において、更なる省エネルギーの削減の推進のため、省エネルギーに関する診断の検討をお願いします。

「下請けガイドライン」無料説明会開催のご案内

全国中央会及び岐阜県中央会では、企業の経営者層の方々に「下請代金支払遅延等防止法(下請代金法)」の内容を今一度確認していただくため、「下請法トップセミナー」を開催します。この機会に是非ご受講ください。

お問い合わせは、組織支援チームまで。
【日時】　平成21年11月5日(木)　14:30～16:30
【場所】　岐阜県県民文化ホール未来会館

高卒者予定者に対する求人確保について

来春の高校卒業予定者に対する求人の低迷を受け、県と県教育委員会、岐阜労働局より本会をはじめとした経済５団体に対し、求人確保の緊急要請がありました。

８月10日に県庁で古田知事や矢部岐阜労働局長らから本会の辻会長に要請書が手渡され、新規高卒者に幅広い職業選択の機会を与えるため採用枠の確保・拡大についての協力して欲しい旨の要請がありました。

詳しくは、本会ホームページ(http://www.chuokai-gifu.or.jp/)をご覧ください。

中央会日誌

＜7月21日～31日＞
22日　県中高年人材チャレンジセンター開所式(シンクタンク庁舎)
24日　岐阜県ふるさと雇用再生特別基金事業協議会
29日　県最低賃金専門部会(岐阜合同庁舎)
31日　県最低賃金専門部会(岐阜合同庁舎)
＜8月1日～20日＞
3日　県最低賃金専門部会(岐阜合同庁舎)
5日　岐阜地方最低賃金審議会(岐阜合同庁舎)
6･7日　中央会・組合まつり(県民ふれあい会館)
10日　高卒者の県内就職促進に向けた懇談会(県庁)

【14頁(Q&A)解答】①×　②○　③×　④○　⑤×　⑥×　⑦×　⑧○　⑨○　⑩×

中小企業のみなさまへ

セーフティネット(経営安定関連)5号※1の認定書を活用した「県制度融資」のご紹介

～県制度融資の貸付利率は固定利率となります～

1. 経済変動対策資金(岐阜県中小企業資金融資制度)※2

制度の概要

■最近の経済環境の変化により、一時的に売上の減少など業況悪化をきたしている中小企業のかたを支援する保証です。
■貸付限度額　８,０００万円
■貸付利率　年１.４０％
■信用保証料率　年０.６０％

2. 返済ゆったり資金(岐阜県中小企業資金融資制度)※2

制度の概要

■既保証口を借換することにより資金繰りの安定が図れます。
■貸付限度額　８,０００万円
■貸付利率　金融機関所定利率
■信用保証料率　年０.７０％

※１　セーフティネット(経営安定関連)5号の認定については市町村で行っておりますので申請手続きなどの詳細については各市町村窓口までお問い合わせください。
※２　ここでご紹介した内容は制度の概要をご説明したものです。制度融資の詳細は取扱金融機関または当協会窓口までお問い合わせください。

ご注意:取扱金融機関および当協会の審査の結果、ご希望に添えないこともございます。また、9月の保証取扱いは、混雑が予想されますのでお早めにお申込み下さい。

岐阜県信用保証協会　URL:http://www.cgc-gifu.or.jp

本店　保証一課 TEL 058-276-6924　保証二課 TEL 058-276-6999
多治見支店 TEL 0572-22-3100　高山支店 TEL 0577-33-5014

中央会では、各種融資制度の紹介等を行っております。セーフティネット(経営安定関連)５号に係る認定指定業種は８月１日現在で781業種となっており、保証実績(H20.10.31～H21.7.31)は、保証承諾件数が9,608件、保証承諾金額は188,494百万円となっています。ご紹介している県融資制度「経済変動対策資金」及び「返済ゆったり資金」は、信用保証料率が基準料率に比べ低くなっており、お客様に利用しやすい融資制度となっています。県融資制度の概要など、中央会にお問い合わせください。

この広報紙は岐阜県からの助成を受けています。